

■料金表 介護保険

※総単位数に地域区分(6級地)に応じた一単位単価(10.42円)をかけた費用総額となります。
○介護報酬に係るご利用者様の負担金(介護保険負担割合証に記載の額)

★基本料金

訪問看護

＜要介護者に対して、保健師又は看護師が訪問看護を行った場合＞

サービス所要時間	単位数	1割負担
20分未満	314	327円
30分未満	471	490円
30分以上 1時間未満	823	857円
1時間以上 1時間30分未満	1,128	1,175円

＜要介護者に対して、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を行った場合＞

サービス所要時間	単位数	1割負担
1回 20分以上	294	306円
2回 40分以上	588	612円

※1日に2回を超えて(3回以上)訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定となります。

※1週間に6回を限度に算定する。

★加算料金

介護保険法の規定により以下の場合には加算料金が必要です。

基本料金に対して早朝(午前6時から午前8時)・夜間(午後6時から午後10時)は25%増し、深夜(午後10時から午前6時)は50%増しとなります。

			単位数	1割負担
初回加算	I		350 / 月	364円
	II		300 / 月	312円
特別管理加算	I		500 / 月	521円
	II		250 / 月	260円
緊急時訪問看護加算			574 / 月	598円
ターミナルケア加算 (死亡月)			2,500 / 回	2,605円
複数名訪問看護加算	I	30分未満	254 / 回	264円
		30分以上	402 / 回	418円
	II	30分未満	201 / 回	209円
		30分以上	317 / 回	330円
長時間訪問看護加算			300 / 回	312円
退院時共同指導加算			600 / 回	625円
看護・介護職員 連携強化加算			250 / 月	260円
サービス提供体制加算	I	一般	6 / 回	6円
		定期巡回	50 / 月	52円
	II	一般	3 / 回	3円
		定期巡回	25 / 月	26円
訪問看護体制強化加算	I		550 / 月	573円
	II		200 / 月	208円

初回加算 : 新規に訪問看護計画を作成した利用者に訪問看護を提供した場合・入院等で利用が2ヶ月

	以上なかった場合（Ⅰ）退院した日に訪問を行った場合（Ⅱ）退院した日の翌日以降に訪問した場合
特別管理加算Ⅰ	:在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態
特別管理加算Ⅱ	:在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理を受けている状態・人工肛門、人口膀胱設置の状態・真皮を超える褥瘡の状態・週3回以上点滴注射の必要な状態
緊急時訪問看護加算	:24時間体制で計画的な訪問以外に対応できる体制（ただし、緊急訪問を行った場合には、所要時間に応じた利用料金もかかります）
ターミナルケア加算	:死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅患者訪問看護を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族に対して説明した上でターミナルケアを行った場合 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者や本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応します。
複数名訪問加算Ⅰ	:厚生労働大臣が定める基準において、同時に2人の看護師などが1人利用者に対し訪問看護を行った場合
複数名訪問加算Ⅱ	:厚生労働大臣が定める基準において、看護師と看護補助者が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合 厚生労働大臣が定める基準 イ. 利用者の身体的理由により1人の看護師等では困難な場合 ロ. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等がある場合
長時間訪問看護加算	:特別管理加算の要件の状態の利用者に対し、1時間以上1時間30分未満の訪問看護実施後に引き続き訪問看護を行い、通算1時間30分以上となる場合
退院時共同指導加算	:医療機関から退院後、円滑に訪問看護ができるよう、入院時に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加	:訪問介護事業所と連携し、円滑に痰の吸引等を実施するための支援を行った場合（介護職員等書喀痰吸引等指示書で出ている利用者に指導）
サービス提供体制加算	:厚生労働大臣が定める基準に該当し指定を受けているため所定単位数を加算させていただきます。
看護体制強化加算Ⅰ	:以下の基準のいずれにも適合する場合 イ. 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上である場合 ロ. 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上である場合 ハ. 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上である場合（介護予防を除く）
看護体制強化加算Ⅱ	:以下の基準のいずれにも適合する場合 イ. の要件 ロ. 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上である場合 ハ. 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上である場合（介護予防を除く）